

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき
は、翌日
の翌日)

◇選管告示 目次

個人演説会を開催することができ
る施設を指定した旨の報告
個人演説会を開催することができ
る施設の指定を解除した旨の報告

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設について、同法同条第三項の規定により倉吉市選挙管理委員会、日吉津村選挙管理委員会及び日野町選挙管理委員会から次のとおり新たに指定した旨の報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

施設の名称 所在地

上米積隣保館 倉吉市上米積

日吉津村立スポーツセンター 西伯郡日吉津村大字日吉津

下榎隣保館 日野郡日野町下榎

黒坂保育園 日野郡日野町黒坂

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設について、東伯町選挙管理委員会から次のとおり指定を解除した旨の報告があつた。

昭和四十二年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

施設の名称 所在地

浦安公会堂 東伯郡東伯町大字浦安一五二

鳥取県告示第三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字大シデ右平三〇二五（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の二九七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三十五号

昭和四十一年七月二十八日用途廃止した国有財産のうち、次の土地は、用途廃止を取り消した。

昭和四十二年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 面 積 用 途

鳥取市湖山町字白浜三八六〇番五地先から三八五四番三地先まで 平方メートル 道路敷

五番一地先まで 三八六〇番二地先から三八五五番一五〇・〇〇〇

五番一五地先まで 三八五五番二地先から三八五三〇〇・〇〇〇

鳥取県告示第三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 米子市長

二 事業の種類 都市計画街路事業

三 立ち入ろうとする土地の区域 米子市中町、東倉吉町、四日市町、紺

屋町、東町

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十二年一月十七日から

昭和四十二年一月三十一日まで

鳥取県告示第三十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十二年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県立保育専門学院 倉吉市海田三一九の一」を「鳥取県立保育専門学院 倉吉市大平町三一九の一」に改める。

鳥取県告示第三十八号

昭和四十二年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供についての県が行なう指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手續等について、次のとおり定めたと告示する。

昭和四十二年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を統合勘案して行なつた審査の結果に基づき、契約の種類に応じて契約の予定金額に対応させて定めた資格とする。

(一) 資格審査願提出前二ケ年の各事業年度における製造高又は売買高及び収入高

(二) 従業員の数

(三) 資本の額

(四) 営業年数

(五) 機械装置及び車両運搬具等の保有量

(六) 流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)

二 資格審査の手續

(一) 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願(様式第一号)を昭和四十二年二月二十八日までに県出納室に提出しなければならない。ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

(二) 添附書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、印刷、工事用材料販売、清掃、測量設計、採石又は測量に係る業を営む者以外の者で、昭和四十一年度の資格を得るため提出した指名競争入札参加資格審査願の記載事項に著しい変動のないものについては、経営態調書を添付すれば足りる。

イ 経営態調書(様式第二号)

ロ 営業用機械器具調書(様式第三号)

ハ 貸借対照表(資格審査願提出前一ケ年の事業年度分のもの)(様

式第四号

- ニ 資格審査願提出前一ケ年における納税義務の発生した国税（法人税又は所得税に限る。）又は鳥取県の県税（事業税に限る。）及び自動車税の納税済みを証する書面
- ホ 営業証明証（法人にあつては法人登記の謄本、個人にあつては市町村長の証明書）
- ヘ 営業に必要な許可又は認可等を得たことを証する書面
- ト 禁治産者及び准禁治産並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書面
- チ 印鑑証明書
- リ 採石業を営む者は、前年度に鳥取県に納入した実績（金額）を証する書面
- 三 資格審査の結果の通知
資格審査の結果、資格が決定したときは、その旨を本人に通知する。
- 四 資格の有効期間
一 による資格の有効期間は、昭和四十二年度限りとする。
ただし、昭和四十三年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第一号

指名競争入札参加資格審査願

年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所

商号又は名称

氏 名

電話番号

局

番

⑩

密 業 種 目 (詳細は業種調査参照)	
------------------------	--

このたびは製造の請負物件の売買供役務の提供の指名競争入札に参加する資格を得たいので関係書類を添えてお願いいたします。

なお、この審査願のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

店舗の写真 (名刺判)

営業所の位置 (略図)

注 用紙の大きさは、日本工業規格 B 列 5 とする。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和35年法律第6号)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和42年1月17日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和42年2月6日 午前1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
昭和42年2月8日 午前10時から	倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和42年2月13日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩井、郡家、智頭及び辰村の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習科目及び講習時間

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2 時間
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1 時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なり。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印鑑

千代川・支川・袋川改修事業に係る裁次申請について収用委員会の審理を次のとおり開催する。

昭和42年1月17日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮

1 日時 昭和42年1月19日午後1時から

2 場所 鳥取市東町 鳥取県議会第4委員会室

正

認

昭和四十二年一月十三日付け鳥取県公報第三七九十九号中次の箇所を認りかゝつたのじ、訂正する。

頁

認

正

1 倉吉市外九か町村

倉吉市外九カ町村